

議案第九号

証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について

次のとおり証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十九年三月十一日

三朝町長 松村喬成

昭和四十九年三月十九日 原案可決

三朝町議会議長 牧田禎

三朝町条例第

号

証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

証人等の実費弁償に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表中「一八〇〇円」を「三〇〇〇円」に、「三〇〇〇円」を「二五〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、昭和四十九年四月一日から施行する。